上　水　道　工　事　仕　様　書

仕様書番号　　上第８改-7 号

工　事　名　　井尻地内配水管改良工事

本工事は岐阜県建設工事共通仕様書及び

岐阜県上水・工業用水道工事標準仕様書を準用する。

特記仕様書

施工条件

下記項目、事項のうち〇印該当欄は、工事施工にあたって制約等を受けることでなので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者（御嵩町）と協議し適切な措置を講ずるものとする。

	明示事項	制約条件等
工程	1 関連する別途発注工事あり	a 工種（　　） b 予定（　　）
	2 他機関協議による工程条件あり	a 工種（　　） b 機関（　　）
	3 その他	a 制限（　　）
用地	1 用地補償物件撤去まで着工制限	a 区間（　　） b 着工見込時期（　　） c 内容（　　）
	2 その他	a 着工前に建物調査を実施（　　）
公害対策	1 施工法の制限あり	a 騒音 b 振動 c 水質 d その他（　　） （　　）
	2 事業損失防止に関する調査あり	a 調査の項目（　　）
	3 その他	a 調査の項目（　　）
安全対策	1 鉄道等の近接作業制限あり	a 工法制限あり b 作業時間制限あり
	② 交通整理員	(a) 配置人員 ：総人員21名計上
	3 その他	a
工事用道路	1 一般道路（搬入路）の使用制限	a 搬入経路指定あり b 時間帯制限あり
	② 一般道路の占用	(a) 全面占用 (b) 片側占用 c 時間制限あり
	3 仮設道路の設置条件あり	a 一般交通供用あり b 安全施設必要（　　） c 路面工　（　　） d 工事完了後存続又は撤去（　　）
	4 その他	a
仮設備	1 仮設物の指定又は一部指定	a 工種（　　）
	2 仮設構造物の転用、兼用	a b 内容（　　）
	3 その他	a
残土等産業廃棄物関係	① 残土処理条件	(a) 場所（ (有)鬼岩土地 ） (b) 投棄料計上あり (c) 運搬距離（ L=設計書による ） d 押土、整地必要
	② 産業廃棄物の処理条件	(a) 種類（ アスファルト/コンクリート殻 ） (b) 処分先・運搬距離（ As/Co ：福田道路 L=設計書による ）
	③ 提出書類あり	a 再資源利用計画書・実施報告書 (b) ﾏﾆﾌｪｽﾄ調書写（検査時提示）
	④ 建設リサイクル法	(a) 該当あり b 該当なし
	5 その他	a 支障木伐採 運搬距離 L=　km
工事支障物件	① 占用支障物件あり	a 電気 b 電話 (c) 水道 d ガス e 下水道 f 汚水管 g その他（　　）
	2 その他	
排水工関係	1 濁水、湧水処理条件あり 2 その他	a 方法（　　）
通学路等	1 通学路指定あり	a 指定学校 （　　） b 通学路変更の可否（ 可 ・ 否 ） d その他（　　）
再生材使用関係	① 再生材使用指定あり	(a) 種類（ 再生砕石、再生合材、再生砂 ）
その他	1 現場発生材あり	a 品名（　　） b 納入場所 （　　）
	2 支給材あり	a 品名（　　） b 引渡し場所（　　）
	3 イメージアップあり	a 仮設費（　　） b 安全費（　　） c 営繕費（　　）
	4 盛土材等工事間流用あり	a 運搬方法（　　） b 運搬距離（　　）
	⑤ 他機関との協議状況	a 協議済機関（　　） (b) 未協議機関（御嵩町建設課：町道の水道管占用について ）

- 事前に自治会長、周辺住民、土地隣接所有者との調整を行い、迂回路、施工時期、内容等について明確に説明し納得の上で施工すること。また、施工計画による施工時間を厳守すること。
- 工事施工範囲内の公共物、及び私有物について、着工前に既破損部の確認写真等を残し、施工後に誤解を生じることのないようにすること。
- 境界杭等の復元等が必要な場合は復元後必ず所有者と立会し確認を得ること。
- 施工箇所の埋設物等については再度調査すること。
- 使用資材の仕様に注意すること。また、監督員の指示により仕様変更することがある。
- 安全対策を万全にすること。また、早期着工・早期完成に努力をするとともに工期を厳守のこと。

特 記 仕 様 書

１．妨害又は不当要求に対する通報義務

①受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

②受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期限内に業務を完了することができないときは、御嵩町に履行期間の延長変更を請求することができる。

２．入札参加資格に関する事項

御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。

３．その他

落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

４．誓約書の提出

受注者は、暴力団関係者でないこと、暴力団関係者であるとの疑義が生じた場合に御嵩町が可児警察署に照会することに承諾し、確認できた情報を今後の契約等における身分確認に利用することに同意する旨の誓約書を契約締結時に提出すること。ただし、誓約書は一度提出されれば良いものとし、以後御嵩町と契約を行う場合は提出を不要とする。

御嵩町長と可児警察署長の間で締結された「御嵩町が行う事務事業から暴力団排除に関する合意書」（平成２２年１１月２２日締結）に基づき、町が発注する建設工事、建設関連業務、森林整備業務及び物品調達等の契約から暴力団を排除する措置をおこなっています。

（別記）

個人情報取扱特記事項（特記仕様書）

（基本的事項）

第１条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約により受託した業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、御嵩町個人情報保護法施行条例（令和５年御嵩町条例第１号）及び御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年御嵩町条例第 13 号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持等の義務）

第２条　受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　受注者は、本業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第３条　受注者は、本業務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

２　受注者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（個人情報の安全管理措置）

第４条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（再委託）

第５条　受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

２　受注者は、本業務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

３　前２項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（複写、複製等の禁止）

第６条　受注者は、本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

２　受注者は、本業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（事故発生時等における報告及び対応の義務）

第７条　受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

（電磁的記録媒体の保管）

第８条　受注者は、本業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体（以下単に「電磁的記録媒

体」という。）を施錠して保管しなければならない。

（電磁的記録媒体の搬送）

第９条　受注者は、電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

（監査・検査への協力等）

第１０条　発注者は、受注者が本業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

２　発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

（特定個人情報管理体制の整備）

第１１条　受注者は、本業務に、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務が含まれる場合は、当該業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、当該業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

（特定個人情報を取り扱う従業者の明確化）

第１２条　受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

（従業者への教育訓練及び監督）

第１３条　受注者は従業者に対して、本業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第１４条　受注者は、本業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

（契約内容の遵守状況についての報告）

第１５条　受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

（安全管理措置の改善）

第１６条　受注者及び発注者は、第 10 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく本業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、本業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

（返還及び廃棄の義務）

第１７条　受注者は、本業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、本業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、個人情報を記録した媒体（電磁的記録媒体含む。）の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除、公表措置及び損害賠償義務）

第１８条　発注者は、受注者が本特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

２　前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3　第１項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。